



株式会社 アールフェロー

～外国籍の方を採用するにあたっての基本事項～

〒169-0074 東京都新宿区高田馬場1-21-10 豊電ビル403

転職外国人を雇入れたときは 就労資格証明書 を取得しましょう！

対象：在留期間更新 または 家族の呼び寄せ を予定している方

転職外国人は「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格を既に持っていますが、それは前職の職務内容で認定された資格です。新しい職務内容が在留資格に当てはまるか就労審査を受ける必要があります。「就労資格証明書」は入管が新しい職務内容に問題がないと「お墨付き」を与えるものです。

⚠ こんなリスクが潜んでいます！！

就労審査を更新時まで後回しにするリスク

在留期間の更新申請は期限の3か月前にならないと着手できないため、就労審査を放置すると会社は「許可の保証がない状態」で社員を雇い続けることになります。更新が不許可になれば、外国人社員は慌てて転職先を探るか、母国へ帰るしかありません。

外国人社員が配偶者・子供を呼び寄せる際のリスク

「家族滞在」資格で配偶者・子を呼び寄せる際、就労審査を経ていないと入管から突然「期限付きの追加資料」を要求されます。不許可となれば家族を呼べないだけでなく、社員本人の更新すら認められません。大切な戦力を突然失うリスクがあります。

✅ **行政書士が就労審査をフルサポート！ 安心・継続的な外国人材の雇用・育成を実現します。**

【1】アールフェローの業務内容

アールフェローは、**外国人**に特化した、**正社員**の人材紹介会社です。

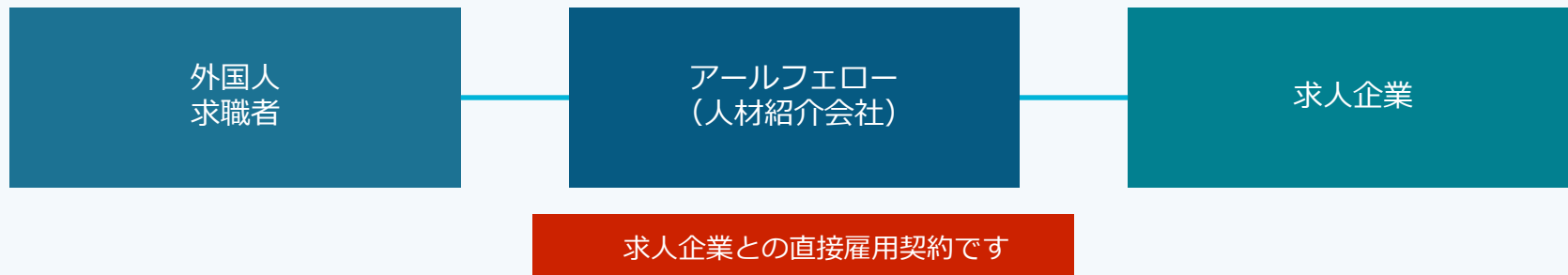
求人企業に求職者（外国人）を紹介することで、企業から紹介料をいただきます。

アルバイトや派遣の紹介は行っていません。

ポイント

- ✓ 正社員のみ紹介
- ✓ アルバイト・派遣は対象外
- ✓ 採用後は企業との直接雇用
- ✓ 紹介料は企業負担

▼ 人材紹介業の仕組み



【2】外国人のビザ／業界に関して

①ビザについて

01

求職者の大半は留学生か転職者です。

02

働くためには**就労ビザ**が必要です。

03

技術・人文知識・国際業務（技人国）ビザでできる仕事を紹介しています。

04

留学生は留学ビザから就労ビザ（技人国）に申請承認後、勤務可能です。

05

技人国ビザを持っている転職者はすぐに勤務可能です。

06

ビザ手続き関連は、当社専属の**行政書士**が行います。

在留資格一覽

	技術・人文知識・国際業務	特定技能	技能実習	身分系ビザ
在留期間	無制限（更新必要）	最長5年（特定技能2号は制限なし）	最長5年	無制限（更新必要）
主な要件	業務内容と関係のある学歴か職歴	日本語試験&特定技能の試験に合格	日本語講習を完了	本人の身分や地位に応じて与えられる
仕事内容	営業・エンジニア・マーケティング・デザイナー/語学教師（単純労働は不可）	介護・ビルクリーニング・製造・建設・造船等12分野14業種	農業・建設・製造・介護・清掃 90職種165作業	制限なし
ポイント	一般企業の総合職採用は基本的にコレ！	人手不足の解消を目的とした在留資格	海外への技術移転が目的	日本人と同じ感覚で雇用可能

正社員の技人国をおすすめする理由

技能実習・特定技能のデメリット

- ▶ 技能実習は3年後廃止→育成就労制度へ移行。転職者続出が想定される
- ▶ 特定技能は職業評価試験・N4合格必須など要件が高い
- ▶ 最長5年しか日本に滞在できず、雇用が不安定
- ▶ 毎月管理費が発生し、長期的に採用コストがかかる

派遣のデメリット

- ▶ 偽造カードが横行し、入管査察が入りやすい
- ▶ 雇用が安定しないため、離職者が多い

「技人国」のメリット

- ✓ 10年で永住権取得可能 → 雇用が安定する
- ✓ 大卒・専門卒が要件 → 言語レベルが高く質が良い

正社員のメリット

- ✓ 日本人を雇うのと同様の安定した雇用
- ✓ 外国人も正社員になることを目標としている



一般企業の総合職採用には、技人国（正社員）が最適です！

【2】 ②求人企業の業界について

紹介実績が最も多い業界：**製造業**

技人国の要件「業務内容と同じ学歴か職歴」は、一昨年2月の改正により大幅に緩和されています。

「生産管理」「将来の幹部候補」等として、行政書士が雇用理由書に適切に記載するため、単純作業と思われるがちな業務でも対応可能です。

⚠ 技人国で就業してはいけない業界

× 鳶（建築）

× 造船

× ドライバー

× 農業

× 漁業

× 警備

× 清掃

【3】外国人の国籍について

紹介実績のある国籍（東南アジアがメイン）

ネパール	バングラデシュ	パキスタン	インド
ベトナム	ミャンマー	インドネシア	スリランカ

※ ネパールの紹介実績が最も多い

ネパール人のいいところ ◎

- ✓ 宗教がヒンドゥー教・仏教のため、日本人の国民性と似ている
- ✓ 控え目な性格で、対話する際の距離感も問題なし
- ✓ 母国語以外に英語・インド語・日本語など多言語を話せる人が多い



【4】料金体系

初期費用

基本的に 0円

引率費用・交通費なども0円

紹介手数料

総年収の25%～

1名につき

就労ビザ申請料金

5万円（税抜）

入管申請許可後

ビザ更新手数料

5万円（税抜）

外国人負担

請求・支払い期限

新卒の場合：内定した日の月末締め、翌月20日まで

転職者の場合：勤務開始日を支払期限とする

返金規定

入社しなかった場合

紹介手数料の全額返金

入社後1ヶ月未満で退職

80%返金

入社後3ヶ月未満で退職

50%返金 / 補充人材を無料紹介

入社後6ヶ月未満で退職（特例）

補充人材を無料紹介